

平成 2 6 年 第 4 回

おおい町農業委員会議事録
(縦覧用)

おおい町農業委員会
(平成 2 6 年 4 月 2 8 日)

召集年月日 平成26年4月28日(月)

召集の場所 おおい町役場 2階 正庁ホール

開会 平成26年4月28日 午前10時00分

閉会 平成26年4月28日 午前10時50分

出席委員

3番	小原好一	4番	西 忠彦(会長)	5番	中川啓二
6番	福井明美	7番	寺本清二	8番	中嶋義男
9番	小川宗一	10番	渡辺俊策	11番	東 茂正
12番	木村正行	16番	猿橋 巧	18番	吉岡靖夫
19番	藤原義隆	21番	田中 廣(職務代理)		
22番	大下利男				

欠席委員(7名)

1番	山本 修	2番	松宮利廣	13番	山下大三郎
14番	石橋高志	15番	栗谷善一	17番	小間美也子
20番	小畑信幸				

出席事務局

事務局長 反田志郎 次長 奥 治房 書記 竹浦千鶴

提出議案

議案第10号 農地法第3条第1項の規定による農地の所有権
移転許可申請審議について

議案第11号 農地法第3条第1項の規定による農地の所有権
移転許可申請審議について

議案第12号 農地法第5条第1項の規定による農地の転用及
び所有権移転許可申請審議について

議案第 1 3 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による農地の転用及び所有権移転許可申請審議について

議案第 1 4 号 農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 1 項の規定による農地利用集積計画審議について

議案第 1 5 号 名田庄農業振興地域整備計画の変更について

報告第 6 号 事業計画書について

事務局長

皆さんご苦労様です。

ただ今から、平成26年 第4回おおい町農業委員会を開催いたします。

本日の日程についてご案内をさせていただきます前に、1番山本委員、2番松宮委員、14番石橋委員、13番山下委員、15番粟谷委員、17番小間委員、20番小畑委員の7名から欠席の連絡を受けております。

本日の議案は、あらかじめ届けさせていただいております6議案と報告1件を予定しておりますのでよろしくお願いいたします。

開会にあたりまして、会長から、開会のあいさつをいただきたいと存じます。

よろしくお願いいたします。

会長

本日は、平成26年 第4回おおい町農業委員会を招集させて頂きましたところ、皆様方には何かとお忙しい中、ご出席頂きましてありがとうございます。

それでは、本日上程の6議案と報告事項1件につきまして、慎重審議いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

議長

それではただ今から議事に入ります。

本日の出席委員は、15名でございます。よって会議規則第6条の規定により会議が成立いたしますので、お手元の会議日程に基づいて会議を進めさせていただきます。

議長

日程1 会議録署名委員の指名についてであります。恒例により、わたしのほうから指名させていただいてよろしいでしょうか。

(異議なし)

議長

それでは、16番 猿橋委員さんと 18番 吉岡委員さんを指名いたします。

議長

日程2 議案第10号 農地法第3条第1項の規定による農地の所有権移転許可申請審議について、を議題とします。

それでは、議案の内容について事務局が説明致します。

局長

はい、議長。

議案第10号は、おおい町〇〇〇〇〇〇の、〇、〇〇

○氏の農地を同じく○○○○○○の、○さんであります
○○○氏が贈与による相続のため取得するものであります。

詳細につきましては、書記の竹浦に説明させます。

書記 はい、議長

(議案第10号資料説明)

この申請につきましては、農地法第3条第2項各号には
該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考え
ます。以上です。

議長 ただ今、事務局から説明がありましたが、この案件に
つきまして、農地委員さんに現地確認をして頂いており
ますので、農地委員さんからご報告願います。

大下委員 はい、議長

大下委員 本案の現地につきましては、21日の午前9時から福井
委員さんと私と事務局2名同行のもと、現地を確認してま
いりました。

譲受人の○○○さんは高齢ではありますが、現地確認の
際にもトラクターに乗り、代掻きをされておりましたし、
どの田んぼもしっかりと手入れをされておりましたので、
問題ないものと判断いたしました。

議長 ただ今、事務局からの説明と、農地委員さんからご報告
がございましたが、それでは、議案第10号につきまして、
何かご意見、ご質問ございませんか。

渡辺委員 お二人は○○とお聞きしたが、贈与によるものなのか、
売買によるものなのか。

書記 お二人は○○で、無償の贈与により権利移動の予定です。

中川委員 高齢とお聞きしたが、何歳なのか。

書記 譲受人は、83歳になられます。因みに、譲り渡し人は
87歳です。

中川委員 今までは、○さんが耕作していたのか。

書記 今年の3月までは、利用権設定し、第三者に経営を委託
していた。

議長 他にご意見、ご質問がないようですが、ご異議はございませんか。

(異議なし)

議長 ご異議がないようでございますので、議案第10号農地法第3条第1項の規定による農地の所有権移転許可申請審議については、原案どおり許可するものと決定します。

議長 日程3 議案第11号 農地法第3条第1項の規定による農地の所有権移転許可申請審議について、を議題とします。
それでは、議案の内容について事務局が説明致します。

局長 はい、議長。
議案第11号は、おおい町〇〇の〇〇〇〇氏の農地を同じくおおい町〇〇の〇〇〇〇氏が売買により取得するものであります。
詳細については、書記の竹浦に説明させます。

書記 はい、議長
(議案第11号資料説明)
この申請につきましては、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

議長 ただ今、事務局から説明がありましたが、この案件につきまして、農地委員さんに現地確認をして頂いておりますので、農地委員さんからご報告願います。

福井委員 はい、議長

福井委員 本案の現地につきましても、21日の午前9時から大下委員さんと私と事務局2名同行のもと、現地を確認してまいりました。

申請地は〇〇側の〇〇地係にありまして、土地改良がされた第一種農地の、しっかりと手入れがされている田んぼでした。

譲渡人は先のシーズンまでは自身で耕作をされてい

農地に、おおい町〇〇の〇〇〇氏が自宅用の駐車場を整備するため、売買により、転用及び所有権移転の許可を申請するものであります。詳細については、書記の竹浦に説明させます。

書記

はい、議長
(議案第12号資料説明)

この申請の許可基準につきましては、申請地は、第2種農地(その他の農地)の要件である中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地に該当し、許可できるものと判断されます。以上です。

議長

ただ今、事務局から説明がありましたが、この案件につきましても、農地委員さんに現地確認をして頂いておりますので、農地委員さんからご報告願います。

福井委員

はい、議長

福井委員

本案の現地につきましても、21日の午前中、大下委員さんと私と事務局2名同行のもと、現地を確認してまいりました。

譲受人は、現在〇人家族ですが、〇〇〇〇〇〇いまして、その家族が帰省した際には道路脇などの家の周辺に駐車しているということで、今回の申請はやむを得ないと思われまます。

議長

ただ今、事務局からの説明と、農地委員さんからご報告がございましたが、何かご意見、ご質問ございませんか。

(質問なし)

議長

ご意見、ご質問がないようですが、ご異議はございませんか。

(異議なし)

議長

ご異議もないようでございますので、議案第12号農地法第5条第1項の規定による農地の転用及び所有権移転設定許可申請審議については、許可相当の意見を付して県へ進達するものと決定します。

議長 日程5 議案第13号 農地法第5条第1項の規定による農地の転用及び所有権移転許可申請審議についてを議題とします。

それでは、議案の内容について事務局から説明致します。

局長 はい、議長。

議案第13は、おおい町〇〇〇〇〇の〇〇〇〇氏所有の農地に、おおい町〇〇〇〇〇の〇〇〇〇氏が〇〇の住宅を建築するため、売買により、転用及び所有権移転の許可を申請するものであります。詳細については、書記の竹浦に説明させます。

書記 はい、議長

(議案第13号資料説明)

この申請の許可基準につきましては、申請地は、住宅が連たんする集落内にありますので、第3種農地の要件を満たしており、許可できるものと判断されます。以上です

議長 ただ今、事務局から説明がありましたが、この案件につきまして、農地委員さんに現地確認をして頂いておりますので、農地委員さんからご報告願います。

大下委員 はい、議長

大下委員 本案の現地につきましても、21日の午前中、福井委員さんと私と事務局2名同行のもと、現地を確認してまいりました。

譲受人の〇〇が秋に〇〇し、その〇〇を建築することと、申請地は譲受人〇〇さんの住宅敷地と隣接しており、便利がよく、今回の申請はやむを得ないと思われまます。

議長 ただ今、事務局からの説明と農地委員さんからご報告がございましたが、何かご意見、ご質問ございませんか。

渡辺委員 地番のふり方が、1番、1番の1となっているが、不自然ではないか。

書記 (登記簿の全部事項証明を確認)
記載のとおりとなっている。

議長 他にご意見、ご質問がないようですが、ご異議はございませんか。

(異議なし)

議長 ご異議がないようでございますので、議案第12号農地法第5条第1項の規定による農地の転用及び所有権移転設定許可申請審議については、許可相当の意見を付して県へ進達するものと決定します。

議長 日程6 議案第14号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画審議ついてを議題とします。この案件は、おおい町長から同意を求められたものであります。
それでは、議案について事務局に説明させます。

局長 はい、議長。
議案第14号は、農業経営基盤強化促進法第18条に基づく利用権を設定するものであり、おおい町農業委員会に同意を求めるものであります。詳細については、次長の奥に説明させます。

次長 はい、議長
(議案朗読)
期間は、平成26年5月1日から平成36年4月30日までの10年の設定となります。
貸し出す農地は、平成25年度は調整水田として管理されており、受け手の〇〇〇〇さんは、平成25年度には、4反5畝余り水稻を作付されており、今回、賃借による経営規模拡大と農地の有効利用につながると考えます。
借受地、借受人につきましては、効率的利用が図られ、農作業に常時従事が可能で、下限面積以上であり、地域調和も図られるなど、いずれの方も、農地法第3条第2項各号には該当せず、町が定めております「農業経営基盤の強化に促進に関する基本的な構想」に照らしましても、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上です。

議長 ただ今、事務局から説明がありましたが、この案件につきまして、農地委員さんに現地確認をして頂いておりますので、農地委員さんからご報告願います。

申請地は、圃場整備のされていない小集団の農地であり、既存施設の拡張に該当し、その面積が既存敷地面積の2分の1を超えない基準に該当することから、既存敷地面積〇〇〇〇〇〇㎡に対し、拡張予定として〇〇〇㎡となり拡張規模は妥当であると判断します。

議長 　　ただ今、事務局から説明がありましたが、この案件につきまして、農地委員さんに現地確認をして頂いておりますので、農地委員さんからご報告願います。

大下委員 　　はい、議長

大下委員 　　本案の現地につきましても、21日の午前中、福井委員さんと私、事務局2名同行のもと現地を確認してまいりました。

　　計画地は、〇〇〇〇〇〇のある〇〇〇〇〇からは約1.5メートルほどコンクリート擁壁でかさ上げされた一団の農地となっており、地目は（田）となっておりますが、家庭菜園的な農地として利用されてきた様子がうかがえました。当地は、傾斜地にあり、大型機械の侵入はできず、小区画で農地の連担性はなく、将来共に、ほ場整備などの農業投資の対象にはならない土地であると予想されることから、今回、農用地から除外されることについては、重大な支障は認められないと考えます。

議長 　　事務局からの説明と、農地委員さんからご報告がございましたが、何かご意見、ご質問ございませんか。

藤原委員 　　〇〇〇〇であり、土地の〇〇所有が可能である。〇〇区でも議論があり、〇〇〇という〇〇〇〇〇〇であるものは所有権を取得すべきであるとの結論となった。今回の申請についてどうこう言うものではないが、相対的意見として申し述べる。

次長（奥） 　　今回のように農業委員会だけではなく、農村整備部、JA、土地改良区に同様の意見を求めている。これをまとめて県に申請し、同意が得られれば、除外の公告をした後、農地法に基づく5条申請が出されることとなる。その際には、賃貸借によるものか、売買による権利移動かを審議することになるが、委員のご意見のとおり、〇〇〇〇〇〇であることから所有権取得による方法に委ねるほうに同意するが、〇〇の事情もあるので、今後の成り

行きとしたい。

議 長 他にご意見、ご質問がないようですが、何かご異議は
ございませんか。

(異議なし)

議 長 ご異議がないようでございますので、議案第15号
名田庄農業振興地域整備計画の変更については原案の
とおり同意することにします。

議 長 続きまして、報告第6号 事業計画書について 事務局
から説明をお願いします。

次 長 (事務局、議案朗読)

(以下、資料に基づき、説明。)

今回の措置は、あくまでも、町が管理する施設（林道）の災害復旧工事に供するためのみに適用されるものであり、類似の事象としては、この冬、関東地方を襲った大雪によりパイプハウスが倒壊し、その廃資材を集積するために農地に仮置きする場合は一時転用の不許可案件に該当するとされております。

以上、事業計画の報告とさせていただきます。

議 長 事務局からの説明と報告がありましたが、何かご意見、
ご質問ございませんか。

渡辺委員 履行期限は11月28日となっているが、工事完成後は
農地に復元するのか。

次長（奥） 工事完了後は農地に戻すことを条件にした「一時転用」
である。

議 長 それでは、これもちまして上程いたしました全ての日
程を終了いたします。

議 長 それでは、その他につきまして、事務局よりお願いいた
します。

(事務局報告)

議 長 それではこれで、平成26年第4回の委員会を終了いた
します。慎重審議ありがとうございました。